

朝鮮時代末期社会史・身分史史料訳注 —忠清監營『詞訟録』白丁関係記事(1)—

山内民博

はじめに

【忠清監營『詞訟録』白丁関係記事解説】

- 1 忠清監營『詞訟録』
- 2 白丁—皮漢・屠漢
- 3 庖厨・屠販の諸相
- 4 牛皮流通と牛皮都賈・牛皮中商

【原文・訳・注】 丙戌五月～八月（推定高宗23年、1886年）

はじめに

朝鮮時代末期、おおよそ19世紀の朝鮮社会は国内的にも対外的にも大きな変動の時期であると同時に、18世紀以前にくらべると現存史料が非常に豊富であるという特徴をもつ。そうした現在に伝わる史料のなかから社会史・身分史に関する史料の日本語訳・注を提供する作業の一環として、忠清監營『詞訟録』の白丁関係記事を選び、原文に日本語訳・注を付すとともに、若干の記事の特徴をとりあげ解説したい。第1稿となる本稿では忠清監營『詞訟録』（阿川本）第1冊～第5冊、丙戌5月～8月（推定高宗23年、1886年）の記事をとりあげる。

忠清監營『詞訟録』は忠清道の監營で接受された請願・訴訟の記録であり、当時の社会に関する多様な情報を含む。そのなかには当時賤視されていた白丁（皮漢・屠漢）やかれらの生業である屠牛および屠牛施設にかかわる記事、牛皮流通に関する記事などが散見され、身分秩序・地方統治・流通についての貴重な史料といえる。

以下、まず、忠清監營『詞訟録』および本稿収録の白丁関係記事の特徴について述べた上で、白丁関係記事の原文と訳・注を示す。

【忠清監營『詞訟録』白丁関係記事解説】

1 忠清監營『詞訟録』

朝鮮では地方官衙に提出された民の請願・提訴に関する記録を「民状置簿冊」・「詞訟録」などおよび、19世紀から20世紀初頭にかけてのものが現存する。忠清道の監營で作成された『詞訟録』もそのひとつで、現在、東京大学総合図書館に24冊、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に22冊が所蔵されている⁽¹⁾。東京大学総合図書館所蔵本は同図書館の朝鮮本コレクションである阿川文庫に含まれる資料で、当初はソウル大学校奎章閣所蔵本とともに忠清監營で保管されていたとみられる。以下、前者を阿川本、後者を奎章閣本と称する⁽²⁾。この合計46冊を、収録時期などとともに整理すると表1となる。忠清監營『詞訟録』には干支のほかに年を示す表記はないものの、記事内容から高宗23年（1886）から高宗28年（1891）にかけてのものと推定できる⁽³⁾。

朝鮮時代、全国は8道にわけられ、各道には觀察使（従二品）が派遣されて統治した。觀察使は監司ともよばれたため、その官衙を監營といったが、忠清道では17世紀以降、公州に監營が置かれていた。また、觀察使は軍職で

(1) 東京大学総合図書館所蔵本：L11-319、24冊。ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵本：古5125-88、21冊、古5125-81、1冊。奎章閣所蔵本については、同研究院ウェブページで原文画像ファイルが公開されている。また、このうち「古5125-81」本1冊は『韓国地方史資料叢書』25（驪江出版社、1990年）に影印され、『各司謄録』48（国史編纂委員会、1991年）に正書されている。

(2) 忠清監營『詞訟録』について詳しくは、山内民博「忠清監營『詞訟録』について」（『東アジア』新潟大学東アジア学会、10号、2001年）参照。新潟大学学術リポジトリ収録（<http://hdl.handle.net/10191/17161>）。

また、奎章閣本についてはつぎの解題がある。『奎章閣韓国本図書解題続集』史部4、203-205ページ（沈載祐執筆、ソウル大学校奎章閣、1997年）、金仙卿「忠清道民状置簿冊解題」（『韓国地方史資料叢書』25、驪江出版社、1990年）。

(3) 山内前掲「忠清監營『詞訟録』について」4ページ、および前掲『奎章閣韓国本図書解題続集』史部4、203-204ページ、金仙卿前掲「忠清道民状置簿冊解題」6ページ。

表1 忠清監堂『詞訟録』一覧

所蔵等	収録期間	推定年	西暦
阿川本1	丙戌5月13~27日	高宗23	1886
阿川本2	丙戌5月28~6月9日	〃	1886
阿川本3	丙戌6月11~29日	〃	1886
阿川本4	丙戌7月2~29日	〃	1886
阿川本5	丙戌8月1~30日	〃	1886
阿川本6	丙戌9月1~29日	〃	1886
阿川本7	丙戌10月1~30日	〃	1886
阿川本8	丙戌11月1~29日	〃	1886
阿川本9	丙戌12月1~30日	〃	1886/87
奎章閣本1	丁亥閏4月1~28日	高宗24	1887
奎章閣本2	丁亥 6月1~29日	〃	1887
奎章閣本3	丁亥 7月1~29日	〃	1887
奎章閣本4	丁亥 8月1~29日	〃	1887
奎章閣本5	丁亥 11月1~17日	〃	1887
奎章閣本6	丁亥 11月17~29日	〃	1887/88
奎章閣本7	丁亥 12月1~27日	〃	1888
阿川本10	丁亥12月28~戊子1月30日	高宗24/25	1888
阿川本11	戊子2月1~29日	高宗25	1888
阿川本12	戊子3月2~30日	〃	1888
阿川本13	戊子4月1~30日	〃	1888
阿川本14	戊子6月1~30日	〃	1888
阿川本15	戊子7月1~29日	〃	1888
阿川本16	戊子8月1~29日	〃	1888
阿川本17	戊子9月1~30日	〃	1888
阿川本18	戊子10月1~29日	〃	1888
阿川本19	戊子11月1~27日	〃	1888
阿川本20	戊子12月1~29日	〃	1889
阿川本21	己丑1月3~30日	高宗26	1889
阿川本22	己丑2月3~29日	〃	1889
阿川本23	己丑3月1~30日	〃	1889
阿川本24	己丑4月1~24日	〃	1889
奎章閣本8	己丑8月19~9月1日	〃	1889
奎章閣本9	己丑11月1~27日	〃	1889
奎章閣本10	己丑11月27~12月9日	〃	1889
奎章閣本11	庚寅1月19~2月5日	高宗27	1890
奎章閣本12	庚寅2月25~閏2月22日	〃	1890
奎章閣本13	庚寅閏2月22~3月7日	〃	1890
奎章閣本14	庚寅6月15~7月7日	〃	1890
奎章閣本15	庚寅7月10~28日	〃	1890
奎章閣本16	庚寅9月26~10月3日	〃	1890
奎章閣本17	辛卯1月22~2月12日	高宗28	1891
奎章閣本18	辛卯2月12~3月11日	〃	1891
奎章閣本19	辛卯3月11~4月6日	〃	1891
奎章閣本20	辛卯4月8~4月27日	〃	1891
奎章閣本21	辛卯4月28~5月28日	〃	1891
奎章閣本22	辛卯5月29~7月14日	〃	1891

ある巡察使を兼任していたので、監営を巡営ということもあり、本書にも巡営の表記がみえる（本稿【原文・訳・注】記事11ほか）。監営（巡営）には裨将・中軍といった観察使の幕僚、実務にあたる営吏のほか、啓書・鎮吏・通引・営奴婢・使令・冊匠・墨匠・妓生などの官属がいた。⁽⁴⁾

監営の重要な業務のひとつが詞訟の処理であった。朝鮮時代、詞訟、すなわち公的機関への請願・訴訟は盛んで、地方であれば原則として、まず、道の下位の統治単位である府・大都護府・牧・都護府・郡・県（総称して邑という）の守令⁽⁵⁾に提起された。その段階で問題が解決しない場合には、議送とよばれる形式の文書によって道の観察使に訴えることも可能であった。議送を接受した道の監営では請願・提訴の内容とそれに対する観察使の指示・判決（題辭・題音・題）を記録に残すことがあったが、忠清監営で作成されたその記録が本『詞訟録』である。

つぎに示したのは忠清監営『詞訟録』の白丁関係の初出記事である（記事1、丙戌五月十八日、原文は縦書き）。

一、連山下文白呈、以買得牛皮十七丈、懷德牛皮中商高京三欲為勒奪事。
題、詳査以給、無至呼冤向事。 本官

忠清監営『詞訟録』阿川本第1冊に収録されている記事である。同冊は本文冒頭の「丙戌五月 日詞訟録」につづいて、「一」ではじまる各記事が日付ごとに収録されている。上掲記事は5月18日の22件の記事中のひとつで、忠清道連山県の下文白という人物が牛皮売買・流通をめぐる紛争について訴えている。第一行「一、……呈、以」以下の記載が、議送の請願・提訴内容を短く要約したもので、次行の「題」にはじまる部分が、観察使の指示・判決に相当する題辭（題音・題）である（以下、題と称する）。題は吏読文で書かれ、「向事」（～すべきこと）という吏読で結ばれることが多い。末尾にはしばしば題の宛先が書かれ、この例では当該邑の守令（連山県監ないし懷徳県

(4) 『公山誌』公廨（ソウル大学校奎章閣所蔵、影印：『私撰邑誌』15、韓國人文科学院、1989年）。

(5) 邑の長官である府尹・大都護府使・牧使・都護府使・郡守・県令・県監の総称。

監)にあたる「本官」に宛てられている。

実際の手続きとしては、監営では下文白から提出された議送に題を書き入れ、請願・提訴の概要と題を「詞訟録」(ないしその草稿)に記録した上で、議送を下文白に返す。下文白は題の宛先である「本官」のもとに赴き、題の記された議送を提示して、題にしたがった処置を要請するという経緯であったろうと推測される。

忠清監営『詞訟録』の請願・提訴内容は上掲記事のように非常に簡略であるため、解釈にはしばしば困難がともなう。そのため、本稿の日本語訳には多くの推定を含まざるをえなかった。

以下、収録記事に登場する事項から、屠牛を生業としていた白丁(皮漢・屠漢)、屠牛の場である庖厨、牛皮流通の担い手であった牛皮都買と牛皮中商について解説をくわえ、記事内容を理解する一助としたい。

2 白丁—皮漢・屠漢

本稿では「白丁」を朝鮮時代に屠牛などの生業に携わった人びとの代表的な呼称として用いているが、実は忠清監営『詞訟録』に「白丁」という表現はあられせず、屠牛従事者は「皮漢」ないし「屠漢」といった表記で登場する。

「白丁」は元来、無位無官の平民を指して東アジアで広く使われた言葉であるが、朝鮮では世宗5年(1423)に狩猟・柳器製造を生業とした非定住民である禾尺(楊水尺・水尺)および芸能民である才人の称を「白丁」と改めた後、禾尺・才人、なかでも禾尺を指しておもに用いられるようになった。⁽⁶⁾その後、白丁とされた人びとのありかたに変化はみられるものの、本史料の時期でも屠牛ないし柳器製造を生業とする人びとを白丁とよんでいた。そのほか、「皮匠」・「柳器匠」という工匠名で記録されることもあり、また「皮漢」・「屠漢」ともよばれた。⁽⁷⁾『公州牧獄事査案』という、忠清監営『詞訟録』

(6) 山内民博『戸籍からみた朝鮮の周縁—17～19世紀の社会変動と僧・白丁—』(知泉書館、2021年)60-72ページ。

(7) 山内前掲『戸籍からみた朝鮮の周縁』144-146ページ。

とはほぼ同時期の忠清道公州の史料には「屠牛」・「屠販」を生業とする「白丁順已」という人物が登場するが、かれはこの史料のなかで「皮漢順已」・「屠漢順已」とも記されている。⁽⁸⁾ 時期によって、また地域によって差異はあったようであるが、19世紀後半、おおむね白丁・皮漢・屠漢は通用する呼称で、また皮匠・柳器匠という工匠名も用いられていた。

朝鮮時代の社会を考える上で白丁が小さくない意味をもつ理由は、まず、朝鮮時代の身分制におけるかれらの独特の位置であり、かれらに対する賤視である。奴婢を賤とする朝鮮の良賤身分制において、白丁は元来賤身分ではなかった。19世紀後半段階でも、法的・公的には白丁・皮漢・屠漢、あるいは皮匠・柳器匠を賤身分とする規定はない。一方で、このころ白丁を「賤」とみなしている史料も少なくなく、20世紀前半には衡平運動という白丁の解放運動が展開されることになる。⁽⁹⁾ したがって、かれら白丁の位相は朝鮮時代末期の社会編成を考える上で重要な論点となりうる問題であり、本忠清監營『詞訟録』において白丁―皮漢・屠漢についてどのように記され、そこから何がよみとれるのか、まず、注目される場所である。

本稿収録記事のなかでは「皮漢」が請願・提訴者となっている記事は3件ある。記事4は忠清監營に属するとみられる「営下皮漢」と忠清道内の場市（市場、定期市）で活動する皮漢との紛争である。「営下皮漢」は場市皮漢から「例納銭」を徴収する権利を有していたようで、道レベルでの広域的な皮漢間の関係・組織の存在をうかがわせる。記事17では皮漢が李班聖順という士族・両班とみられる人物から墓地にするための土地を購入している。記事8は屠牛・牛肉販売の施設・場である屠販の経営権をめぐる紛争である。忠清道林川郡にあったこの屠販は忠清監營の使令庁という機構に付属しており、一定額を支払う条件で皮漢が屠販の経営権をえていたようである。屠販を庖厨ともいったが、この時期、庖厨・屠販は地方官衙ないし官衙内の機構とさまざまな関係を結んでおり、本記事もその一端を示す。この庖厨・屠販をめぐる諸関係については、あらためて次項でふれることにする。

(8) 山内前掲『戸籍からみた朝鮮の周縁』137-139ページ。『公州牧獄事査案』はソウル大学校奎章閣韓国学研究院の所蔵で、高宗14年（1877）におきた致死事件の記録である。

(9) 山内前掲『戸籍からみた朝鮮の周縁』171-176ページ、衡平運動70周年記念事業会編『朝鮮の「身分」解放運動』（民族教育文化センター訳、解放出版社、1994年）ほか。

このように皮漢は議送を提出して請願・提訴できたのであるが、以上の記事に登場する皮漢たちは「皮漢有順」・「皮漢老即伊」・「皮漢出用」・「皮漢永雲」といずれも名のみで、姓を記していない。忠清監營『詞訟録』に記載された人物の多くは姓を記されており、無姓であるのは主として皮漢と奴婢である。一方で同時期の戸籍では皮漢に通じる皮匠・柳器匠のほとんどが姓を記載している。⁽¹⁰⁾ 忠清監營『詞訟録』の皮漢が姓をもっていなかったのか、姓はあっても監營への請願・提訴に際しては称することが避けられたのか、いずれにせよかれらの社会的な位相を考える材料のひとつであろう。

3 庖厨・屠販の諸相

皮漢（屠漢・白丁）たちが実際に屠牛をおこない、また牛肉を売った場を庖厨や屠販といったが、庖厨・屠販は自由に設けることができたわけではない。朝鮮時代、屠牛は原則として禁じられており、公認された庖厨でなくては屠牛をおこなえないことになっていたのである。そうした公認された庖厨を公庖といったが、地方において代表的な公庖が地方官衙に牛肉や牛角・牛筋などを供給する名目で設置された官庖である。官庖を管轄する地方官衙の機構を肉庫といい、肉庫を担当する官属を肉直・肉庫子などといった。記事7には公州牧の肉直と官庖が、記事12には清州牧の肉庫子が、記事14・20では忠清監營の肉庫・肉庫子が登場する。記事14・記事20の肉庫子はいずれも官奴であり、記事7・記事12の肉直・肉庫子も官衙の雑用を担当する使令から任じられていたようである。なお、実際に官庖で屠牛をおこなうのは前項にみた皮漢（屠漢）であり、多くの場合、肉直・肉庫子自身が屠牛に従事したわけではない。⁽¹¹⁾

官衙の関係する庖厨は官庖だけではなかった。使令庁（記事8）や墨匠庁（記事26）・砲手庁（記事16）といった地方官衙内の機構や駅（記事24ほか）など、公的な組織に付属する庖厨もあった。こうした庖厨は付属先組織の

(10) 山内前掲『戸籍からみた朝鮮の周縁』118-119、165ページ。

(11) ただし、地域によっては皮漢が肉直・肉庫子となることもあった。忠清監營『詞訟録』奎章閣本第10冊己丑十二月初四日記事にみえる忠清道鴻山県の肉直は皮漢である。

「補弊」を名目に設置されており（記事16など）、当該組織は庖厨から一定額を徴収していたようである（記事8）。たとえば、記事16では連山県の砲手の「薄料」を補うため庖厨一か所が砲手庁に付属していた。おそらく庖厨の側からみると、当該組織に一定額を納入する条件で屠牛を公認されるという関係だったのであろう。庖厨付属を公認するのは道の観察使の権限だったので、だからこそ観察使に対し庖厨付属関係をめぐる請願・提訴がおこなわれたのである。記事34では観察使が日新駅状啓軍への屠販付属を認める完文を発給し、記事30では郷校からの庖厨付属の請願を却けている。

庖厨の公認は公的な組織の外に広がることもあった。記事18および記事19では王室への進上品納入を課された村（里）に「掇弊」のため庖厨が設置されていた。前述記事16では庖厨をめぐり砲手庁と「尹参判宅」という士族・両班とみられる者が争っており、観察使は「尹参判宅」の庖厨に関する権利も認めている。

このように庖厨が観察使をはじめとする地方の公的な権力と密接に結びついた形で存在していたことを忠清監營『詞訟録』からうかがえるのであるが、この時期、牛皮の流通においては牛皮都賈・牛皮中商といった牛皮流通に関する特権をもつ者が関与し、多くの紛争も生じていた。解説の最後に、牛皮流通をめぐる問題を取りあげることにしたい。

4 牛皮流通と牛皮都賈・牛皮中商

朝鮮時代、牛皮は皮鞋（皮製のクツ）や皮甲冑・馬鞍など、幅広く用いられ、また日本・中国への重要な輸出品でもあった。⁽¹²⁾ 忠清監營『詞訟録』には牛皮流通に関わる記事が少なくないが、そこには「牛皮都賈」・「牛皮中商」という存在が登場する。

都賈（都庫）とは商品の独占的な買い占め行為やそれをおこなう者（商

(12) 塚田孝「アジアにおける良と賤—牛皮流通を手掛りとして」（『アジアのなかの日本史Ⅰ アジアと日本』東京大学出版会、1992年）、金東哲「19世紀牛皮貿易と東洋商人」（『韓国文化研究』釜山大学校韓国文化研究所、6、1993年）、金大吉『朝鮮後期牛禁酒禁松禁研究』（景仁文化社、2006年）48-54ページ、田代和生『日朝交易と対馬藩』（創文社、2007年）212-216ページ。

人)をいい、しばしば公権力からその権限を認められていた。⁽¹³⁾忠清道の牛皮の場合、道を単位に牛皮都賈が存在し、その下に牛皮中商が邑ごとにおいて、牛皮を買い集めていた。記事28の忠清道観察使の題では、牛皮都賈の地位を「京営門」が任命する「軍官都賈之任」と述べている。「京営門」とは中央の軍営衙門を意味する。どの軍営衙門なのかはわからないものの、「軍官都賈之任」と称されているということは、牛皮都賈はその営門の軍官の職を帯びていたのであろう。また、記事29の題には「都賈・中商が(牛皮を)収聚して京営に納め、その軍需を補う」とあり、牛皮都賈を置く目的が京営に牛皮を納入し軍需を補助することだったことがわかる。⁽¹⁴⁾

当然、都賈・中商は牛皮を納めるだけでなく、自身も牛皮の売買から利益を得ていたのであろうが、その点については本史料からは追跡できない。なお、本稿には忠清道の牛皮都賈として金泳集(永集)という人物が登場するが(記事9ほか)、かれは丙戌年八月初旬までに没し、その後、かれの息子「恩津金元鳳」が都賈の地位に関わる請願をおこなっている(記事28)。金元鳳が居住地を「恩津」(忠清道恩津県)と称していることからすると、その父であった牛皮都賈金泳集も忠清道在住の者だったのであろう。

牛皮中商の「中商」とは一般に仲買人を意味し、牛皮中商は庖厨(皮漢・屠漢)から牛皮を集め牛皮都賈に納めるという役割を果たしていたとみられる。中商に関しては、官庖を管轄する肉庫や、免税特権をもつ稷防村との紛争など、牛皮入手をめぐる事案がみられる(記事11・記事18ほか)。ただし、清州牧では、牛皮中商が清州の肉庫子から軍需例納銭を取りたて(記事12)、また都賈に牛皮代銭を納めることにもなっていたようである(記事6)。詳細は不明ながら牛皮の現物納入とは異なる形態もあったとみられる。牛皮中

(13) 都賈については、姜万吉『朝鮮後期商業資本の発達』(高麗大学校出版部、1973年)第五章「都賈商業の反都賈」、須川英徳『李朝商業政策史研究』(東京大学出版会、1994年)第1章「乱塵に見る十八世紀商業界の矛盾」などの研究がある。

(14) 本稿の収録範囲ではないが、丙戌十二月初六日記事(忠清監営『詞訟録』阿川本第9冊)の観察使の題にも「所謂(牛皮)都賈とは軍需のためにやむをえずおこなっているものである。軍官は中商から(牛皮を)取合し、中商は屠漢から(牛皮を)収聚し、京営に上納する」(「所謂都賈為軍需而不得已也、軍官者取合於中商、中商収聚於屠漢、以為上納京営」と述べられている。この「軍官」もやはり牛皮都賈を指しており、京営—牛皮都賈—牛皮中商—屠漢の関係を読みとれる。

商は牛皮都賈が任命し（記事5）、一ないし複数の邑を範囲に牛皮を集めた。牛皮中商の地位は安定したものではなかったようで、中商の地位をめぐる紛争事案も本収録記事に散見される（記事5・記事22ほか）。牛皮中商には公州をはじめ道内在住の人物もいれば（記事3ほか）、「京居」の者もいた（記事25）。また、記事5では牛皮中商を文義県の営主人が兼ねているが、営主人とは監営にあって邑との連絡にあたる吏属である。牛皮中商の性格は多様だったようである。

具体的な牛皮の流れ、とくに道外に出た後の流通、京営門における牛皮のあつかい、牛皮輸出との関連など、本史料だけからは明らかにできない点も多いが、牛皮流通に関して忠清監営『詞訟録』が貴重な史料たりうることは間違いない。

本収録記事以降にも、皮漢・屠漢や庖厨、牛皮都賈・牛皮中商などに関する記事は忠清監営『詞訟録』に継続的にあらわれる。次稿以降でも引きつづき史料訳註とあわせ検討を進めたい。

【原文・訳・注】丙戌五月～八月（推定高宗23年、1886年）

凡例

- ・各記事には通番をふり、記事収録月日と収録冊・丁番号・冊内記事通番を記した。冒頭記事の「五月十八日 阿川1-8-27」であれば、忠清監営『詞訟録』阿川本第1冊の第8丁、第1冊内で27番目に記載されている5月18日の記事であることを示す。
- ・原文の字体は原則として『詞訟録』の原文によった。異体字・俗字も残したが、一部は通行の字体に改めている。
- ・原文には適宜、句読点を打った。
- ・訳・注では常用漢字を用い、常用漢字外の文字は原則として原文によった。
- ・吏読については原文に下線を引き、初出時のみ注で説明をくわえた。
- ・訳・注の後に記事の概要を付した。

1 五月十八日 阿川1-8-27

一、連山下文白呈、以買得牛皮十七丈、懷徳牛皮中商高京三欲為勒奪事。

題、詳查以給、無至呼冤向事。⁽¹⁵⁾ 本官

【訳】

一、連山⁽¹⁶⁾の下文白が呈するに、(私が)買得した牛皮十七丈⁽¹⁷⁾を懷徳⁽¹⁸⁾の牛皮中商⁽¹⁹⁾である高京三が強奪しようとしておりますこと。

題⁽²⁰⁾、詳細に調査して処置し、うらみを訴えることのないようにせよ。本官⁽²¹⁾

【概要】牛皮売買・流通をめぐる牛皮商人と牛皮中商との間の紛争事案である。牛皮中商高京三は後にみる高永三（通番22・23）、高景三（通番25）とおそらく同一人で、連山・鎮岑・懷徳の三県の牛皮中商であった。牛皮中商については本稿解説でふれている。

2 五月二十五日 阿川1-27-84

一、道内牛皮中商等呈、以矣等⁽²²⁾昨年八月牛皮中商圖差舉行、這間負債每名為五六千金之多、而今當都買改差之時、中商亦為改差則盡為敗亡、仍舊事。

題、所謂中商本非營門之差出、且非營門仰役之任。汝等分競圖差於何處見利見害、呈訴營門、大不穩當、知悉退去向事。

【訳】

一、(忠清)道内の牛皮中商等が呈するに、私ども昨年八月に牛皮中商に任じられることを望み(その後、牛皮中商として)務めてまいりました

(15) 向事：吏読。～すること。～すべきこと。

(16) 連山：忠清道連山県。

(17) 丈：紙など枚数を数える単位。張とも。

(18) 懷徳：忠清道懷徳県。

(19) 牛皮中商：牛皮の仲買人。本『詞訟録』では、牛皮都買の下で牛皮を庖厨から買い集める役割を負っていた（解説参照）。

(20) 題：題辞、題音。「題」以下の部分が忠清道観察使の出した判決・指示にあたる。

(21) 本官：観察使の題の宛先が「本官」であることを示す。ここでは連山県監ないし懷徳県監であろう。本官は一般には提訴・請願事案の管轄地の守令（邑の官長）を指すが、本記事だけではどこで起きた事案なのか、明確でない。

(22) 矣等：吏読。われら、わたくしたち。

が、この間の負債が每名五、六千金にもなっております。今、都賈交替(23)の時にあたり、(私ども)中商までも交替となりましたならば、みな敗亡してしまいますので、旧来の(中商の)ままとしていただけますよう。

題、いわゆる中商は本より営門の任命するところではなく、かつ営門に仰役する任でもない。汝らどこに利と害を見て(中商に)任じられようと競ったのか。営門への呈訴は大いに穏当ではないので、よく承知して退去すること。

【概要】忠清道内の複数の牛皮中商が地位の保全を忠清道觀察使に求めている請願である。牛皮都賈の交替(改差)にともなう紛争・請願はこの後の記事にも登場する。

3 五月二十五日 阿川1-27-85

一、府内李京三呈、以扶餘・定山・青陽三邑牛皮中商以(25)矣身差出矣、不意通引池光熙虛傳官令勒奪事。

題、通引之虛傳官令真的則當以嚴治、乃已汝則勿慮退去(25)向事。

【訳】

一、府内(26)の李京三が呈するに、扶餘・定山・青陽の三邑(27)の牛皮中商に私が任じられておりましたが、不意に通引(28)の池光熙が偽りの官令を伝えて強奪しましたこと。

題、通引が官令を偽り伝えたというのが事実であるなら、厳しく罰せねばならない。汝は心配せず退去すること。

【概要】扶餘・定山・青陽三県の牛皮中商の地位をめぐる紛争。官属である通引に中商の地位を奪われたという主張のようである。

(23) 都賈：都賈とは專買権を公認された存在で、ここでは忠清道の牛皮都賈をさす。解説参照。

(24) 営門：ここでは忠清道觀察使の官衙である監營を指す。

(25) 矣身：吏読。自分、わたし(謙称)。

(26) 府内：公州牧の邑治(官衙所在地)を府内・府下といった。東部面・南部面の一部にあたる。

(27) 扶餘・定山・青陽の三邑：忠清道扶餘県・定山県・青陽県の三県。朝鮮王朝時代、道の下統治単位である府・大都護府・牧・都護府・郡・県を総称して邑といった。

(28) 通引：地方官衙で守令の身の回りの世話を担当した吏屬。本記事の通引がどの官衙に属していたかは不明。

4 五月二十五日 阿川1-30-92

一、營下皮漢等呈、以論山皮漢有順・恩津皮漢老即伊處例納錢二百兩、兩年未推條、捉囚推給事。

題、既有前例則何可不送之理、此題往示依例收捧宜當向事。

【訳】

一、營下皮漢⁽²⁹⁾等が呈するに、論山⁽³⁰⁾（場）の皮漢有順と恩津⁽³¹⁾（場）の皮漢老即伊が納めるべき例納錢二百兩のうち兩年未納分について、かれらを捉え取り立てていただけますよう。

題、すでに前例があるのなら、どうして（例納錢を）送らない理があろうか。（かれらのところに）出向いてこの題を示し、前例によって取り立てるべきこと。

【概要】 營下皮漢（屠漢・白丁）と忠清道内の場市（市場）皮漢との紛争事案。營下皮漢に納めるべき例納錢を場市皮漢が納めていないという訴えである。

5 五月二十七日 阿川1-31-96

一、文義營主人金華鉉呈、以今當牛皮都賈改差之時、昨年所差牛皮中商改差、而已納牛皮亦不出給、依前還差事。

題、中商之黜陟操縦、都賈所知、非營門所関、則當有往下於都賈向事。

【訳】

一、文義營主人⁽³²⁾の金華鉉が呈するに、今、牛皮都賈交替の時にあたり、昨年任じられた牛皮中商の任を解かれましたが、すでに納めた牛皮（の代金？）は出給されておりませんので、これまで通り（牛皮中商に）復任していただけますよう。

(29) 營下皮漢：皮漢とは屠牛・製皮を生業とした人びと。屠漢・白丁に通じる。營は忠清監營を指すとみられ、營下皮漢とは監營に何らかの形で所属する皮漢なのであろう。

(30) 論山：忠清道恩津県花枝面にあった場市（市場）の名。以下、場市名はおもに徐有築『倪圭志』卷四・八域場市による。

(31) 恩津：この恩津は論山と並列されているので、忠清道恩津県の邑場（邑治＝官衙所在地にある場市）であらう。

(32) 文義營主人：文義は忠清道文義県。營主人とは監營と邑（郡県）との連絡にあたる吏属。

題、中商の任免・操縦は都賈の知るところであって、営門の関知するところではないので、都賈のもとに赴き申し立てるようにせよ。

【概要】牛皮中商が地位の確認（再任）を求めている事案。やはり、牛皮都賈の交替ともなう紛争である。牛皮中商を営主人が務めている点も注目される。

6 五月二十八日 阿川2-5-12

一、公州金光一呈、以清州牛皮中商得差、而往覓関文則稱以前中商所逋牛皮代錢二千四百兩徵納後出給之意、不給公文事。

題、所謂中商名目都賈之差人、都賈之差人營門不可干涉向事。

【訳】

一、公州の金光一⁽³³⁾が呈するに、(わたくし)清州⁽³⁴⁾の牛皮中商に任じられ、(都賈のもとに)赴き関文⁽³⁵⁾を求めたところ、前任の中商が納めていなかった牛皮代錢二千四百兩を徵納した後に(文書を)出給すると称して、公文を発給しようとしませんこと。

題、所謂中商の名目は都賈の差人⁽³⁶⁾であり、都賈の差人について営門は干涉できないこと。

【概要】牛皮中商と牛皮都賈との紛争事案。ここにいう「以前中商所逋牛皮代錢二千四百兩徵納」(前任の中商が納めていなかった牛皮代錢二千四百兩を徵納)という部分からは、中商が都賈に牛皮ではなく牛皮代錢を納めることになっていたと解釈できるが、それがどの程度広範におこなわれていたのか、後考を要する。おそらく、記事11・記事12の清州使令の提訴も、この問題に関わっているのであろう。

7 五月二十八日 阿川2-8-19

一、公州使令等呈、以矣等本以凋殘、而最其中肉直事勢尤為難處、官庖所

(33) 公州：忠清道公州牧。この時期の忠清監營所在地でもある。

(34) 清州：忠清道清州牧。

(35) 関文：関とは一般に上官から下官ないし同等官に送る公文を指すが、ここでは牛皮都賈が当該人を牛皮中商に任じたことを確認する文書を関文といっている。

(36) 差人：ここでは都賈に任じられた者という意味か。

屠、牛皮都買不為干涉之意、題下事。

題、別般措處以給向事。 本官

【訳】

一、公州使令等⁽³⁷⁾が呈するに、私ども本より凋残しておりますが、そのなかでも最も事態の困難であるのが肉直⁽³⁸⁾です。官庖⁽³⁹⁾での屠牛でえられた牛皮については（牛皮）都買が干涉しないよう、題を下していただけますよう。

題、特別の措置をとるよう⁽⁴⁰⁾に。 本官

【概要】公州牧の官衛に属する使令たちが肉直の救済を請願した事案。肉直の管理する官庖については、牛皮都買が独占的に牛皮を買い集める権限の対象外とするよう求めているのであろう。また、公州では使令の中から肉直が任じられていたようである。

8 六月初八日 阿川2-47-116

一、林川皮漢出用呈、以本邑可楽岩屠販、即營門使令廳付属也。給貫三百両得差矣。今忽宋哥稱以得差、横出惹鬧事。

題、本是使令廳付属、使令等操縦、不由使令廳即訴營門、極為無嚴向事。

【訳】

一、林川の皮漢出用⁽⁴¹⁾が呈するに、本邑の可楽岩屠販⁽⁴²⁾は即ち營門使令庁⁽⁴³⁾の付属であり、（私が）三百両を貫錢⁽⁴⁴⁾として支払う条件で（屠販経営の）地位

(37) 使令：官衛の雑務・雑用担当者。この公州使令は、監堂所属ではなく公州牧の官衛に属する使令であろう。

(38) 肉直：官衛の肉庫担当者。肉庫子とも。

(39) 官庖：地方官衛が設置・管掌した庖厨（屠牛・牛肉販売の場・施設）。地方官衛のなかでは肉直・肉庫子が官庖を管轄した。

(40) 本官：この「本官」は公州牧使を兼任する観察使に代わって守令業務を代行した公州判官を指す。

(41) 林川：忠清道林川郡。

(42) 可楽岩屠販：屠販は庖厨と同じ。屠牛・牛肉販売の場・施設。庖厨は場市に置かれることが多く、可楽岩もおそらく場市名であろうが、林川郡内の所在地は不明。

(43) 使令庁：官衛のなかの使令（官衛の雑務担当者）の組織。ここでは忠清監堂の使令庁を意味する。

(44) 貫：ここでは営業認可料に相当するものか。原文で「給貫三百両」とあるのは屠販の経営権、屠牛・牛肉販売をおこなう権利をえるために三百両を支払ったということのようである。

を得ておりました。今、にわか(45)に宋哥(45)が（その地位に）任じられたと称してよこしまに争いを引きおこしておりますこと。

題、本より使令庁の付属なので使令らが操縦するところであるのに、使令庁によらずに営門に訴えるのは極めて慎みのない行為であること。

【概要】林川郡の可楽岩屠販は忠清監營の使令庁に付属しており、その屠販の経営権ないし屠牛権は使令庁が一定額の納入を条件に特定の皮漢（屠漢・白丁）に与えていたようである。本事案はその屠販に関する権利・地位をめぐる紛争である。使令庁のような地方官衙機構と屠販・庖厨との関係については解説でふれている。

9 六月初八日 阿川2-52-128

一、牛皮都賈金泳集呈、以舊中商欲為舉行、七月當新舊中商以此相推、自今舉行之意、發関各邑事。

題、當刻發甘列邑、而至於中商之操束、惟在都賈之善否向事。

【訳】

一、牛皮都賈の金泳集が呈するに、旧中商が（牛皮買い取りを）舉行しようとしておりますが、七月に新旧中商が交替し、今後（新中商が）舉行する旨、各邑(46)に發関していただけますよう。

題、（交替の）時にあたるので列邑(47)に發甘するが、中商の操縦管理はただ都賈の善否によること。

【概要】新旧中商の交替について道の觀察使から各邑（郡県）に通知してもらえるよう、牛皮都賈が請願している。

10 六月十一日 阿川3-3-10

一、牛皮都賈金泳集呈、以各邑中商給関文出送矣、稱以無何月日為始並不施行、發関嚴飭事。

題、依訴施行、無至紛拏向事。 各官

(45) 宋哥：哥は姓につける呼称。

(46) 發関：関（前注35参照）を發給すること。

(47) 發甘：甘結（下級官庁への指示・命令書）を發給すること。

【訳】

一、牛皮都賈の金永集が呈するに、各邑中商へ指示する関文⁽⁴⁸⁾を出送していただきましたが、(かれら旧中商は?) 何月何日から始まるのか示されていないので(指示に)従えないと称しております。発関して厳しく戒めていただきますよう。

題、訴えにより施行し、紛争に至らないようにせよ。 各官

【概要】六月初八日の金泳集(永集)の請願(記事9)に関連した、新旧牛皮中商交替に関する事案である。省略が多いため訴えの具体的内容については解釈がむずかしい。

11 六月十一日 阿川3-8-25

一、清州使令等呈、以肉庫子舉行末由、故呼冤於前使道、本邑庖厨原納外牛皮、従時價放賣取用之意、定式矣。今則不遵、嚴飭中商、依前施行事。

題、所謂中商京來軍官、操縱價之低昂、京營所定、巡營則不欲干涉向事。

【訳】

一、清州使令等が呈するに、肉庫子⁽⁴⁹⁾としての挙行にてだてがなく、そこで前任の使道⁽⁵⁰⁾に訴えましたところ、本邑の庖厨⁽⁵¹⁾から(牛皮中商に)原納⁽⁵²⁾する以外の牛皮は時価によって放売して使ってもよいという内容を定式としていただきました。(ところが)今、(中商はこの規定を)遵守していませんので、中商を厳しく戒め、従来通り施行していただけますよう。

題、所謂中商は京來⁽⁵³⁾の軍官であり、価格の高低を操縦するのは京營⁽⁵⁴⁾が定め

(48) 関文：前注35参照。

(49) 肉庫子：官衛の肉庫の担当者。肉直に同じ。

(50) 使道：地方官などへの敬称。ここでは清州牧使か、忠清道觀察使のいずれか。

(51) 庖厨：屠牛・牛肉販売の場・施設。屠販に同じ。

(52) 原納：元來の所定の額・量を納める。

(53) 京來軍官：軍官は下級の武官。中商が軍官を兼ねる(あるいは軍官が中商を兼ねる)ことがあったようである。記事25にも「京居」の牛皮中商が登場するが、記事3の牛皮中商「府内李京三」は公州在住だったとみられ、一般的に牛皮中商が京からきていたというわけではなからう。また、都賈が軍官であるという記事もある(記事28)。

(54) 京營：中央の軍營。どの軍營であるかは不明。解説で述べたように京營が都賈を任命し、都賈が中商を任じた。中商は庖厨・屠漢から牛皮を集めて都賈に納め、都賈がそれを京營に上納した。

るところであって、⁽⁵⁵⁾巡營が干渉するものではないこと。

【概要】清州の使令・肉庫子と牛皮中商との紛争事案。記事12と関連する。記事7では公州の使令が牛皮都賈の関与を排除しようとしていた。

12 六月十五日 阿川3-19-58

一、清州使令等呈、以肉庫子舉行末由、故牛皮中商永為付屬、故同軍需例納錢二千兩已納矣。不過幾月、新差中商下來惹鬧、同錢推給、中商仍舊事。

題、軍需上納二千餘兩、未知何據而汝等備納乎。甚為訝惑。自官消詳論報⁽⁵⁶⁾是遣、所為中商者已為題下、何為更訴、不必煩聒向事。本官

【訳】

一、清州使令等が呈するに、肉庫子としての挙行にてだてがなく、そこで牛皮中商に永く付属することになり、軍需例納錢二千兩をすでに納めました。(ところが)幾月も過ぎないうちに、新任の中商が下来して騒ぎたて同錢(軍需例納錢)をとりたてようとしておりますので、中商を旧によつていただけますよ。⁽⁵⁷⁾

題、軍需上納二千余兩とは何を根拠にして汝らが納めたのかわからず、非常にいぶかしい。官(清州牧使)より詳細に報告するように。また、中商の行為についてはすでに題を下している。⁽⁵⁸⁾ どうして更訴するのか。うるさく煩わすことのないようにせよ。本官

【概要】前記事(記事11)と一連の事案で、こちらでは清州の肉庫子ないし庖厨が牛皮中商に付属して軍需例納錢二千兩を納めるという関係にあったと述べられている。その例納錢納入をめぐる紛争なのであるが、忠清道觀察使はそうした付属関係自体を疑問視・問題視しているようである。

(55) 巡營：道の觀察使が駐在する監營(觀察使營)のこと。觀察使が巡察使を兼任していたことによる名称。

(56) 是遣：吏読。～であり。

(57) 中商仍旧：使令たちの求めている内容が、旧任の牛皮中商に戻してほしいということなのか、中商が旧来のやりかたを遵守するよにということなのか、判然としない。

(58) 本官：ここでは清州牧使が題の宛先である。

13 七月初七日 阿川4-13-33

一、洪州牛皮中商金信黙呈、以官庖直姜學仲憑藉無利、牛皮一不出給、隨所出給之意、関飭事。

題、汝既為中商則所納条恪勤是去乙⁽⁵⁹⁾、如之稱寃當為本官、不必議送、然果如所訴、官家亦有公平無寃向事。

【訳】

一、洪州⁽⁶⁰⁾の牛皮中商金信黙が呈するに、官庖直⁽⁶¹⁾の姜学仲が無利を理由に牛皮を一切出給しようとしませんので、随所⁽⁶²⁾において牛皮を出給するよう関⁽⁶³⁾を出して戒めていただけますよう。

題、汝はすでに中商となり所納条⁽⁶⁴⁾について忠実に勤めているので、もし訴えるのであれば本官⁽⁶⁵⁾に対して訴えるべきで、(監営に)議送⁽⁶⁶⁾を提出するには及ばない。しかしながら、訴えのとおりであるなら、官家においても公平に扱い不満の残らないようにすべきこと。

【概要】牛皮中商と洪州牧の官庖直との間の牛皮納入をめぐる紛争事案。官庖直が牛皮を中商に納めるべきなのに、納めようとしないという牛皮中商の主張である。

14 七月十八日 阿川4-33-96

一、肉庫子奴昌信呈、以見今肉庫所屬許多萬無糊口、南庫還米十石特為分給事。

題、分排已盡、更無餘分向事。

【訳】

(59) 是去乙：吏読。～であるから。～であるのに。

(60) 洪州：忠清道洪州牧。

(61) 官庖直：官庖（地方官衙が管轄する庖厨）の担当者。おそらくは洪州の官庖を管轄する官属を指すのであろう。肉直・肉庫子と同じか。

(62) 随所：官庖が複数の場所にあるため、このような表現になっているのであろうか。

(63) 関：前註35参照。

(64) 所納条：牛皮中商として納入すべき牛皮に関する規定、ないし規定額を指すのであろう。

(65) 本官：ここでは洪州の守令である洪州牧使をさす。

(66) 議送：所志類（請願書・訴状）のうち道の観察使（監営）に提出するものを議送といった。

一、肉庫子奴⁽⁶⁷⁾昌信が呈するに、今、肉庫所属の者を見ますに多くが糊口をしのぐ手立てがありませんので、南庫の還米⁽⁶⁸⁾十石を特別に分給していただけますよう。

題、分排はすでに尽きてしまい、余りはない（ので分給できない）こと。

【概要】肉庫子が窮乏する肉庫所属の者への還穀米分給請願。

15 七月二十二日 阿川4-39-112

一、本校齋任稟目呈、以脯牛⁽⁶⁹⁾き皮依例⁽⁷⁰⁾上下事。

題、考例上下向事。

【訳】

一、本校齋任⁽⁷¹⁾が稟目⁽⁷²⁾を呈するに、脯牛⁽⁷³⁾の際にえられた牛皮は前例によって売り払うことを認めていただけますよう。

題、前例を参考に売却するようにせよ。

【概要】郷校が祭祀用の干し肉をつくる際にえられた牛皮について、売却を認めるよう請願している。牛皮都買・中商の牛皮専買権が関わるのであろうか。

16 七月二十三日 阿川4-40-117

一、連山砲手等呈、以庖厨一處依前付屬於⁽⁷⁴⁾矣廳事。

題、以砲手之薄料補給庖座、還奪其座則補弊之意安在。尹參判宅不可不有庖厨、然後事則尹參判宅庖厨定於他處定給、砲軍庖厨依前以給、無至呼冤向事。 本官

(67) 肉庫子奴：肉庫子（肉直）である奴（官奴）。この肉庫子は地名表記がないので、忠清監營に属する肉庫子であろう。記事20にも監營肉庫子がみえる。

(68) 南庫還米：南庫で保管・管理する還穀米。官衙が春に民へ貸し出し秋に回収した穀物を還穀といった。

(69) き：重ね字（踊り字）であるが、原文は「𠂔」に近い。忠清監營『詞訟録』では重ね字にこの字体が用いられている。

(70) 上下：吏読。支払うこと。売り払うこと。

(71) 本校齋任：郷校の役員。これは監營のあった公州の郷校齋任であろう。

(72) 稟目：おもに郷校・書院から地方官・上官などに提出する文書様式のひとつ。

(73) 脯牛：牛の干し肉（脯肉）をつくること。脯肉は祭祀に用いた。

(74) 矣：吏読。私の。

【訳】

一、連山砲手等⁽⁷⁵⁾が呈するに、庖厨一処をこれまでのとおりわが庁⁽⁷⁶⁾に付属させていただけますよう。

題、砲手の薄料を補うために庖座⁽⁷⁷⁾を給したのに、それを還奪したのでは補弊の意味がどこにあるというのか。(しかし)尹参判宅⁽⁷⁸⁾にも庖厨はないわけにはいかない。そうであれば尹参判宅の庖厨を他処に定めて給し、砲軍庖厨はこれまでのとおり給して、訴怨のないようにせよ。本官⁽⁷⁹⁾

【概要】連山県の砲手庁と尹参判宅との間の庖厨をめぐる紛争事案。連山県の砲手庁には薄料を補うため補弊の名目で庖厨が付属していたが、その庖厨に対する権利を士族・両班である尹参判宅に奪われたということのようである。

17 七月二十三日 阿川4-41-119

一、府下皮漢永雲呈、以李班聖順處買地用山而雖有手記後弊難測、特為立旨事。

題、雖微賤既為賣買、若是分明則何有後慮之端、況又官立旨、依此後考、勿慮向事。

【訳】

一、府下の皮漢永雲⁽⁸⁰⁾が呈するに、李班聖順から墓地に用いるため土地を購入しましたが、手記⁽⁸¹⁾はありますものの後弊を予測しがたく、特別に立旨⁽⁸²⁾を出していただけますよう。

題、微賤といえどもすでに売買をおこなっている。もしそれが明白である

(75) 砲手：この砲手は大院君政権期に各地に設置・強化された兵種のこと。

(76) 矣庁（わが庁）：砲手への料米・衣資などを管轄する地方官衙内の組織。

(77) 庖座：庖厨。

(78) 尹参判宅：参判職（従二品）の経験のある尹氏を意味し、有力な士族・両班なのであろう。

(79) 本官：ここでは連山県監に宛てられている。

(80) 府下：ここでは公州牧の邑治（官衙所在地）を指す。府内に同じか。

(81) 手記：貸借・売買・約束などの際に作成する証書。手標とも。ここでは土地売買文記に相当する文書であろう。

(82) 立旨：何らかの事実を認証する官の証明。通常は独立した文書ではなく、所志類に題（題辞）を記して立旨とする。

なら、どうして後難を恐れる必要があるのか。まして官が立旨をなし、これによって後考に備えられるので心配には及ばないこと。

【概要】皮漠が士族・両班と思われる人物から土地を購入し、その公証を観察使に求めた請願。

18 七月二十七日 阿川4-50-150

一、恩津花枝山面花枝里居民等呈、以本里即 進上大紙稷防村而戸布例無其排、今忽排徵事。

題、以稷防頗免容或無恠、所謂牛皮都賈中商輩不念官定式無難討索、豈可道理、依前勿侵毋至更訴向事。 牛皮都賈・中商

【訳】

一、恩津花枝山面花枝里⁽⁸³⁾的居民等が呈するに、本里は進上大紙の稷防村⁽⁸⁴⁾であり、そのために戸布⁽⁸⁵⁾も前例では配定されることがありませんでしたが、今突然に配定・徴収されようとしておりますこと。

題、稷防によって免役されていることは疑いない。所謂牛皮都賈・中商らが官の定式を考慮せず、取りたてようとしているのは道理といえようか。前例によって侵害することなく、(民が)さらに訴えることのないようにせよ。 牛皮都賈・中商

【概要】恩津県花枝山面の花枝里居民と牛皮都賈・中商との紛争事案。題は牛皮都賈・中商に宛てられている。この記事だけでは何が問題なのか判然としないが、後続する記事19から、進上稷防村である花枝里には補弊のため庖厨が設置されており、その庖厨から出る牛皮をめぐる争いであったことがわかる。

19 八月初二日 阿川5-3-8

一、恩津居民等呈、以矣里即 進上大紙稷村而牛皮都賈・中商輩罔念 進

(83) 恩津花枝山面花枝里：忠清道恩津県の面・里名。

(84) 進上大紙の稷防村：王室への進上品として大紙を納入するため、地方官衙からほかの公的負担を免除されている村。

(85) 戸布：戸に配定される税。高宗8年(1871)以降、従来の属人的な身役・軍役布(錢)を身分を問わず戸から徴収することになった。

上所掾弊之庖、恣意侵討、難以支保、嚴題禁斷事。

題、果如不遵營題、告官懲治向事。

【訳】

一、恩津居民等が呈するに、わたくしどもの里は即ち進上大紙稷村⁽⁸⁶⁾であり
ますが、牛皮都賈・中商輩は進上掾弊の庖厨⁽⁸⁸⁾であることを考慮せず、ほ
しいままに侵討しているため、(このままでは里を)支えがたいので、嚴
題⁽⁸⁹⁾を出し禁斷していただけますよう。

題、果して(以前の)營題を遵守していないのなら、官に告げて懲治すべ
きこと。

【概要】恩津県花枝山面の花枝里居民と牛皮都賈・中商との紛争事案。記事
18と一連のものである。この記事から、進上負担を支えるため花枝里に庖
厨が認められていたこと、その庖厨から出る牛皮をめぐり花枝里居民が牛
皮都賈・中商と争っていたことが判明する。

20 八月初二日 阿川5-4-10

一、肉庫子奴仁鳳呈、以肉庫子舉行毎有貸下處分矣、依前例幾千兩 特為
貸下事。

題、吏廳・汝廳頭目着名貸下以去向事。 鎮吏廳・營奴廳

此亦中鎮⁽⁹⁰⁾吏廳則座上吏房・營奴廳則大房營奴并為着名次⁽⁹¹⁾

【訳】

一、肉庫子奴仁鳳⁽⁹²⁾が呈するに、肉庫子は挙行の度に(費用を)貸し出して
いただいておりますので、前例により幾千兩を特に貸し出していただけ

(86) 矣里(わたくしどもの里)：冒頭には恩津居民としかないが、前記事18(乙酉七月二十七日)と関連しており、この里は恩津県花枝山面花枝里と判断される。

(87) 進上大紙稷村：前記事18の進上大紙稷防村に同じ。

(88) 進上掾弊の庖厨：王室への進上負担を補うために設置された庖厨。庖厨の利益の一部を花枝里がえていたのであろう。

(89) 嚴題：厳しい題(判決・指示)。

(90) 亦中：吏読。～に。～ところに。

(91) 次：吏読。～するように。

(92) 肉庫子奴仁鳳：記事内容から判断して、この肉庫子は忠清監營の肉庫子で、營奴片に属する官奴であった。

ますよう。

題、吏庁と汝の庁の頭目⁽⁹³⁾が署名して貸し出すようにせよ。 鎮吏庁・営奴庁

この場合、鎮吏庁は座上吏房が、営奴庁は大房営奴が署名するように。

【概要】 忠清監營の肉庫子が、おそらくは肉庫運営に関わる費用の貸し出し許可を観察使に求めている。題は鎮吏庁と営奴庁に宛てられている。営奴庁は肉庫子が属する組織であるが、鎮吏庁が関与しているのはこの種の金銭の出納を鎮吏庁で管轄していたためであろうか。

21 八月初四日 阿川5-8-21

一、通引等呈、以矣等二十餘年勤苦後、轉差營繕色之任、而近日物価莫可進排、量其各邑大小牛皮幾許式分徵於中商等處、以為支保之地事。

題、自吏廳設弊球弊消詳錄稟向事。 鎮吏廳

【訳】

一、通引等が呈するに、わたくしども二十余年勤苦の後、転じて營繕色⁽⁹⁴⁾に任じられましたが、近日の物価では納めることができないため、各邑の大小牛皮をいくらかずつ量って中商らから分徴し、業務を支えていただけますよう。

題、吏庁⁽⁹⁵⁾において救済の措置を講じ、詳しく報告せよ。 鎮吏庁⁽⁹⁶⁾

【概要】 忠清監營において營繕色に任じられた通引が業務補助・支援のため牛皮中商から牛皮を分徴することを認めるよう観察使に求めている。

22 八月初六日 阿川5-12-38

一、府下金壽俊呈、以矣身之牛皮中商京居高永三欲為勒奪事。

題、往訴本官及都買向事。

(93) 吏庁・汝庁頭目：吏庁は監營の鎮吏庁、汝庁は肉庫子の属する忠清監營の営奴庁のこと。追題からここでいう鎮吏庁の頭目は座上吏房、営奴庁の頭目は大房営奴であったことがわかる。

(94) 營繕色：監營官属の職務。

(95) 吏庁：ここでは鎮吏庁のこと。次注参照。

(96) 鎮吏庁：忠清監營の鎮吏の組織。

【訳】

一、府下金寿俊が呈するに、私の牛皮中商の地位を京居高永三が強奪しようとしておりますこと。

題、本官及び都賈に往訴すること。

【概要】牛皮中商の地位をめぐる紛争事案。次の記事23・記事25と一連のものである。

23 八月初七日 阿川5-13-42

一、府下金壽俊呈、以矣身三邑牛皮中商、無故見奪於高永三處、而都賈金英集身死則 發甘禁斷其亂類行抑事。

題、不有都賈之差帖、而中間突出、若是沮戲是乱類、即為出境不至更鬧向事。 連山・鎮岑・懷徳官

【訳】

一、府下金寿俊が呈するに、私、三邑の牛皮中商でありましたが、故なく高永三に（その地位を）奪われましたが、都賈の金英集⁽⁹⁸⁾は死亡してしまつたので、甘結を發して乱類の行為を禁断していただけますよう。

題、都賈の差帖がなく、中間に突出してこのような妨害をなすのはまさに乱類であるので、境域から追い出し騒ぎとならないようにせよ。 連山・鎮岑・懷徳官

【概要】牛皮中商の地位をめぐる紛争事案。記事22・記事25と一連のものである。公州の金寿俊と京居（漢城在住）の高永三とが忠清道連山・鎮岑・懷徳の牛皮中商の地位をめぐり争っている。中商を任命する牛皮都賈がちょうど死亡したところであった（記事28）。

24 八月初八日 阿川5-15-48

一、日新驛啓軍等呈、以海幕屠販劃給矣等事。

(97) 本官：次の記事23からみて、金寿俊が担当牛皮中商であると主張する連山・鎮岑・懷徳の三邑の守令を指すのであろう。

(98) 都賈の金英集：記事9・記事10の牛皮都賈金泳集（永集）、記事28で没したとされている牛皮都賈金永集と同一人であらう。

(99) 差帖：任命状。

題、如無民弊是遣、實効汝等則當依該洞之報成給、以此意該洞以稟向事。
該洞中

【訳】

一、日新駅啓軍等⁽¹⁰⁰⁾が呈するに、海幕屠販⁽¹⁰¹⁾をわたくしどもに給付していただけますよう。

題、もし民弊がなく、汝らに実効があるのであれば、当該洞の報告により（許可を）発給するので、この意を当該洞に知らせること。 該洞中

【概要】公州に置かれていた日新駅が、公州海幕洞にあった屠販の付属を觀察使に求めている。記事27・記事32・記事34と一連の事案である。

25 八月初九日 阿川5-18-58

一、京居高景三呈、以連山・鎮岑・懷徳三邑牛皮中商以矣身依前還差事。

題、所謂金哥不知何許人、若是勢客、豈壓之理、大抵無論某所任年々歳々豈有獨利之理乎。金哥率來中營面質以去向事。 状者 此亦中中營詳查以報次。

【訳】

一、京居高景三が呈するに、連山・鎮岑・懷徳三邑の牛皮中商に私を前例により戻して任じていただけますよう。

題、所謂金哥⁽¹⁰²⁾とはどこの人であるかわからないが、このような勢客⁽¹⁰³⁾が理を圧することがあってよからうか。大抵どの所任であろうと毎年利益を独占してよい理があろうか。金哥を中營⁽¹⁰⁴⁾に連れてきて面質すること。 状者⁽¹⁰⁵⁾ これにあたり中營は詳しく調査して報告すること。

【概要】忠清道連山・鎮岑・懷徳の牛皮中商の地位をめぐる紛争事案。記事

(100) 日新駅啓軍：日新駅は公州牧にあった駅。啓軍は状啓軍ともいい、忠清監營『詞訟録』阿川本第19冊、丙戌十二月初三日記事に「日新狀啓軍等呈、以矣身付之駅村、昼宵伝命」とあるのをみると、駅に配置され「伝命」にあたったのであろう。

(101) 海幕屠販：公州海幕洞所在の屠販（庖厨）。

(102) 金哥：記事22・記事23の提訴者である金寿俊のことか。

(103) 勢客：権勢ある者。

(104) 中營：ここでは觀察使に属し、監營に隣接する雙樹山城（公山城）を守った中軍（武三品）の營か。これと別に清州には忠清道の中營将がいた。

(105) 状者：この議送（訴状）の提出者。

22・記事23と一連のもので、呈訴している高景三は前記事で訴えられている高永三と同一人であろう。

26 八月初九日 阿川5-18-59

一、墨匠等呈、以鴻山馬場里屠販、即矣廳付屬者而自該邑刑吏・將校徧出無前之例侵討事。

題、既有巡營墨匠之補弊取賞、則本縣官屬胡為作弊乎。一切禁斷、毋至呼冤之弊向事。 鴻山吏廳・將廳

【訳】

一、墨匠等⁽¹⁰⁶⁾が呈するに、鴻山の馬場里屠販⁽¹⁰⁷⁾は即ちわが庁に付属しておりますが、当該邑の刑吏⁽¹⁰⁸⁾・將校⁽¹⁰⁹⁾が前例のない行為に出て侵害しておりますこと。

題、既に巡營墨匠⁽¹¹⁰⁾の補弊取賞⁽¹¹¹⁾がおこなわれているのに、本県官属⁽¹¹²⁾がどうして作弊するのか。一切禁斷し、訴冤の弊がないようにせよ。 鴻山吏庁⁽¹¹³⁾・將庁

【概要】 忠清道の監營に属する墨匠と鴻山県の刑吏・將校との間の屠販をめぐる紛争事案。この屠販は墨匠庁（墨匠組織）に付属し、墨匠庁は屠販から何らかし上納をえて経費の補助としていたようである。

27 八月初十日 阿川5-19-62

一、日新驛首吏車文夏・監官李八萬呈、以近洞海幕屠販付之本驛 啓軍等之意 題下事。

(106) 墨匠：監營に属する墨匠。『公山誌』（ソウル大学校奎閣韓国学研究院所蔵）によれば、忠清監營に墨匠房があり、墨匠三十名が属していた（公廨条）。

(107) 鴻山の馬場里屠販：鴻山は忠清道鴻山県。「馬場里屠販」は「馬并里屠販」（忠清監營『詞訟録』阿川本第14冊、戊子六月二十七日記事）という表記でもあらわれる。馬并里は鴻山県南面にあった。

(108) 刑吏：郷吏の職任。刑房吏。

(109) 將校：地方官衙で軍務を担当した職任の総称。

(110) 巡營：監營のこと。前註55参照。

(111) 補弊取賞：（墨匠を）補助するため屠販から所定額をとりたてることを意味する。

(112) 官属：官衙に属して業務を担う吏胥・下隷。ここでは刑吏・將校を指している。

(113) 吏庁・將庁：吏庁は郷吏を管轄する組織、將庁は將校を管轄する組織。

題、汝等所訴容或無恠、該洞論其便否以報向事。 該洞洞任

【訳】

一、日新駅首吏⁽¹¹⁴⁾車文⁽¹¹⁵⁾・監官李八万が呈するに、近洞にある海幕屠販を本駅に付属させることに関する啓軍らの請願について、題を下していただけますよう。

題、汝らの訴えを容れるか、問題はないか、当該洞において便否を検討して報告すること。 該洞洞任⁽¹¹⁶⁾

【概要】 八月初八日の記事24と関連して、日新駅の首吏・監官が、公州海幕洞屠販の日新駅付属を認めるよう求めている。観察使の題は海幕洞の洞任に検討・報告を指示している。

28 八月初十日 阿川5-21-71

一、恩津金元鳳呈、以父永集不幸身死、而牛皮都賈以戚叔金圭植改差事。

題、觀此所訴甚為慘惻、軍官都賈之任、京營門差出舉行、非巡營之所管、雖深憾憐愛莫助之向事。

【訳】

一、恩津の金元鳳が呈するに、私の父永集が不幸にも死亡しましたので、その牛皮都賈の地位に私の戚叔金圭植を改めて任じていただけますよう。

題、この訴えを見るに甚だいたみ悲しまれるが、軍官都賈の任は京の營門が任命するもので、巡營の所管ではない。深くいたみ憐れまれるが、助力できないこと。

【概要】 牛皮都賈であった亡父の後任に戚叔をつけてほしいという請願のようである。亡父金永集は記事9・10には「牛皮都賈金泳集(永集)」として、記事23には「都賈金英集」として登場している。

(114) 駅首吏：駅吏の首座。

(115) 監官：物品・金銭の出納などを監督する職任を監官というが、これは駅の監官であろうか。

(116) 該洞洞任：海幕洞の洞任。里任とも。洞任・里任は洞里の住民から選ばれてその行政実務にあたった。

29 八月十九日 阿川5-33-113

一、府内金一光呈、以矣身所差禮山・徳山両邑牛皮中商、牙山徐班及安城金汝弘泪戯事。

題、雜類横出惹鬧若是、都買中商何以収聚納于京營、補其軍需之意乎。自邑如此無頼即為出境是遣、奪去牛皮這⁽¹¹⁷⁾推給、無至生梗向事。 本官

【訳】

一、府内の金一光が呈するに、私は礼山⁽¹¹⁸⁾・徳山⁽¹¹⁹⁾両邑の牛皮中商に任じられておりますが、牙山⁽¹²⁰⁾の徐班⁽¹²¹⁾および安城⁽¹²²⁾の金汝弘に妨害されておりますこと。

題、雜類がよこしまに騒ぎを起こすこと、このようであれば、都買・中商はどうやって（牛皮を）収聚し京營に納め、その軍需を補うことができようか。邑においてこのような無頼は即時境外に追い出し、奪われた牛皮は一々取りたてて返還し、妨げとならないようにせよ。 本官

【概要】牛皮中商が牛皮収聚の妨害を受けていると訴えている事案。被告の牙山の徐班と安城の金汝弘がどのような存在なのかはわからない。宛名の本官は礼山県と徳山郡の守令（県監・郡守）であろう。

30 八月二十二日 阿川5-37-130

一、連山郷校稟目、以校宮燈油進供極難、本邑白石面九井岨庖厨永付校中之地事。

題、以燈油為言且以牛皮説去、油與皮大相不同、莫知其委折向事。

【訳】

一、連山郷校から稟目⁽¹²³⁾を呈するに、校宮の灯油進供が極めて困難ですので、本邑白石面九井岨の庖厨を校中に永付していただけますよう。

(117) 這這：吏読。一々。

(118) 礼山：忠清道礼山県。

(119) 徳山：忠清道德山郡。

(120) 牙山：忠清道牙山県。

(121) 徐班：徐姓の両班。

(122) 安城：京畿安城郡。

(123) 稟目：前注72参照

題、灯油を理由に牛皮を説いているが、油と皮は同じではなく、詳しい事情がわからないこと。

【概要】連山県の郷校が庖厨の付属許可を求めた請願。観察使の題は請願を却けているようである。

31 八月二十二日 阿川5-38-133

一、洪州金信黙呈、以本邑牛皮都買矣身看檢、而官肉庫所出全不出給事。題、牛皮不給中商轉納都買則都買以何物上納、若是私賣紊亂、都買之意安在、無論此庖・彼庖、私賣牛皮這々差出捧留屬公是遣、消詳以報向事。本官 此亦中晦前以報次

【訳】

一、洪州金信黙⁽¹²⁴⁾が呈するに、本邑牛皮について都買と私が看檢⁽¹²⁵⁾しましたが、官肉庫⁽¹²⁶⁾が庖厨から出る牛皮をまったく出給しようとしませんこと。題、(官肉庫が)牛皮を中商に給さなければ、(中商が)都買に転納するといっても、都買は何を上納するというのか。このような私売がおこなわれ紊亂した状態では、都買の意味がどこにあるのか。どの庖厨であるかを問わず、私売された牛皮を一々提出させ、官に留めて没収し、詳細を報告すること。本官⁽¹²⁷⁾これにつき晦以前に報告せよ。

【概要】丙戌七月初七日の記事13と一連の事案である。洪州の肉庫が牛皮中商に対し牛皮を納めず、勝手に売却しているという牛皮中商側の主張であろう。

32 八月二十二日 阿川5-42-148

一、公州海幕洞任金興順呈、以矣洞屠販即皮漢毛樓場補弊所也。別般處分事。

(124) 洪州金信黙：記事13では「洪州牛皮中商金信黙」として登場している。

(125) 看檢：調査すること。ここでは洪州内の庖厨で出た牛皮を調べ、牛皮を納めさせるという意味か。「看檢」という表現は記事33でも用いられている。

(126) 官肉庫：洪州牧の肉庫。記事13では官庖直が訴えの対象であった。官庖直と官肉庫(肉庫子)は同じものを指しているであろう。

(127) 本官：ここでは洪州牧使。

題、果如無害於民則依汝⁽¹²⁸⁾矣諸等呈、特施以給向事。

【訳】

一、公州海幕洞任金興順が呈するに、私どもの洞の屠販は即ち皮漢毛棲場⁽¹²⁹⁾補弊所でありますので、特別に処分していただけますよう。

題、果して民に害がないのであれば、汝らの願いにより特に（日新駅に庖厨を）給すること。

【概要】日新駅啓軍らが海幕洞の庖厨の付属を求めた一連の事案に関係して、庖厨付属に問題がないか知らせるよう指示した観察使の題（記事24・記事27）にもとづく海幕洞の洞任の報告である。「矣洞屠販即皮漢毛棲場補弊所也」の部分は海幕洞屠販と皮漢、毛棲場、補弊所の関係がこの記述だけでは解しがたい。観察使の題は日新駅側の請願を認めるものなので、海幕洞にとって支障はない状況だったのであろう。

33 八月二十四日 阿川5-47-172

一、大興居金泰仁宅奴京用呈、以本邑新陽庖所即矣⁽¹³⁰⁾宅看檢者、而禮山甌山居鄭完甫設庖於近洞數隅店則矣⁽¹³⁰⁾庖將至廢無事。

題、新設庖厨何以新設是⁽¹³⁰⁾諭、近日私庖許多若是無難新設、庖主捉囚是遣、姓名報来⁽¹³⁰⁾向事。 本官

【訳】

一、大興居住の金泰仁宅の奴京用が呈するに、本邑新陽の庖所は即ちわが宅⁽¹³⁵⁾で看検しているところですが、礼山甌山⁽¹³⁶⁾に住む鄭完甫が近洞の藪隅

(128) 矣：吏読。ここでは「～の」の意味。

(129) 毛棲場：公州牧にあった場市のことか。『倪圭志』には「毛老院場」（巻四・八城場市）、『公山誌』には「毛老院市」（場市）として記載されている。

(130) 是諭：吏読。～のか。

(131) 大興：忠清道大興郡。

(132) 金泰仁宅奴京用：金泰仁が奴京用の名義で観察使に提出した請願。士族・両班は提訴・請願を奴名義で出すことが多かった。

(133) 本邑新陽：大興郡邑東面には新陽場という場市があった。

(134) 庖所：庖厨。

(135) 看検：ここでは庖厨を監督するということか。金泰仁宅が何らか新陽の庖厨に対する権利をもち、利益を得ていたのであろう。「看検」という表現は記事31でも使われている。

(136) 礼山甌山：忠清道礼山県述谷面に甌山里がある。

(137) 店に庖厨を設けたので、わが庖厨がまさに廃滅しようとしておりますこと。

題、庖厨を新設したというが、何を根拠に新設したのか。近日、私庖⁽¹³⁸⁾が数多くこのように難なく新設されている。庖主を捉囚し、姓名を報告せよ。 本官

【概要】両班・士族とみられる金泰仁宅が権利をもつ庖厨の近くに別の庖厨が新設され経営を妨害されているという訴えである。観察使は私庖の乱設を認めない姿勢を示している。

34 八月二十六日 阿川5-52-192

一、日新驛状啓軍呈、以海幕屠販付屬矣等之意、成完文出給事。

題、成完文以給向事。 前後文蹟四丈

【訳】

一、日新驛状啓軍が呈するに、海幕屠販をわれらに付屬していただける内容の完文を作成し出給していただけますよう。

題、完文を作成し発給するように。 前後文蹟四丈⁽¹³⁹⁾

【概要】日新驛への公州海幕洞屠販付屬をめぐる一連の事案で（記事24・記事27・記事32）、この請願により海幕洞屠販の日新驛付屬を公認する完文が発給されることになった。

(続)

(137) 藪隅店：所在地不明。大興郡の新陽場の近くにあった店／場市であろう。

(138) 私庖：公認されていない庖厨。

(139) 前後文蹟四丈：典拠となる関連文書が四通あるということであろう。これ以前に提出し、題を付して返却されていた議送などの文書をあわせて提出していたものとみられる。